

## 「栃木市地域公共交通運行実施計画」の策定について

**1. 策定の背景**

令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正されたことに伴い、本市では令和6年6月に「栃木市地域公共交通網形成計画」を「栃木市地域公共交通計画」に改訂しました。

「栃木市地域公共交通計画」において、コミュニティバス及び蔵タクの事業概要等は、「栃木市地域公共交通運行実施計画」において定めることとしておりますが、現行の「栃木市地域公共交通運行実施計画」の計画期間が令和7年3月までとなっておりますので、令和7年4月からの「栃木市地域公共交通運行実施計画」を策定します。

**2. 栃木市地域公共交通運行実施計画（案）**

別添資料1のとおり

**3. 栃木市地域公共交通運行実施計画の期間**

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで